

# 焼津市農業委員会 4 月総会議事録

## 1 日時

令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 4 時 00 分 ～ 午後 4 時 40 分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 B

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	栢村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

## 4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主査 荻野将憲 主任主事 杉原千洋

## 5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 5 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

第 5 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>19名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和7年4月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>8番、西尾雅志委員、16番、横山文哉委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第5号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第5号までを朗読】</b></p>
議長	<p>質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第5号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第5号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号1を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、中新田配水場より北へ約500mに位置している白地の農地です。</p> <p>譲渡人は、市内に住んでおりますが、当該申請地のみしか農地を所有しておらず、今後の営農については難しいと考えていたところ、申請地の両隣の田を所有し耕作している譲受人が、水稻の経営規模拡大のために農地を取得したいとのことで、譲渡人と売買の合意が得られたため、今般の申請に及んだものがあります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 24番	<p>4月5日に地元の委員全員で現地調査を行いました。</p> <p>事務局の説明のとおりですが、申請地の両側を譲受人が所有しており、現在耕作を行っています。耕作方法は変わらず、耕作がやりやすい環境になること、耕作上も問題はないと考え、許可相当と判断させていただきました。</p> <p>皆様、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号1は許可することに決定しました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号2を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、栃山川の一色大橋より南へ約750mに位置している農業振興地域外の農地です。</p> <p>譲渡人は市外に住んでおり、当該申請地が道路に面していないため、畑としての耕作管理については難しいと考えていたところ、申請地の隣接地に居住する譲受人が、じゃがいも、枝豆の栽培のために取得したいとのことで、譲渡人と売買の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 29番	<p>静浜地区では、3月30日に地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>事務局の説明のとおり、周辺農地への影響も少なく、農機具の保有状況も問題ないことから、許可相当であると考えました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号2を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号2は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、航空自衛隊静浜基地より西に約350mに位置している第3種に該当する470㎡の農地です。</p> <p>本件は、土木工事業者から要望があり、貸資材置場として利用するために転用したいという申請であります。</p>

	<p>借りる予定の土木工事業者は、現在、近隣の別の場所に資材置場がありますが、足場や型枠をリースから自己所有物件として効率化を図るためには手狭であることから、新たに申請地を借用することについて、申請人の合意を得たとのことであります。</p> <p>申請地の北側は宅地、西側は水路、東側は道路及び宅地、南側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。</p> <p>借人である土木事業者の事業が実行される見込みがあること、また、申請地周辺には農地がないため、農地に与える影響はないと判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>なお、既に現場は着工済であることから、申請者より始末書の提出をしていただきました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 16番	<p>事務局からの説明があったとおりです。この案件は所有者が転用を行い、近隣の事業者へ資材置場として貸すというものです。</p> <p>3月30日に地区の委員で現地調査を行い、隣接地は水路、宅地であること、また申請地は、以前から農地以外の利用をしていたことから、始末書の提出もあり、今回やむを得ず許可相当としました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号1は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、和田小学校より西に約250mに位置している第3種に該当する339㎡の農地です。</p> <p>本件は、事業所用貸駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、現在、近隣地でガソリンスタンドを経営しておりますが、現在の車両置場では会社及び従業員車両、預かり車両等すべての車両を置くには、近隣道路への安全な交通に支障をきたす恐れがあることから近隣での駐車場を確保したく、また、譲渡人においては、市外に住んでおり不耕作地となっていたため、譲受人と売買の合意が得られ、今般の申請に及んだものであります。</p>

	<p>申請地の北側は宅地、東側は農地、西側は宅地、南側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。</p> <p>転用面積は適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 5番	<p>4月3日に地区の委員で現地調査を行いました。</p> <p>事務局の説明のとおり、周辺に農地はなく、転用にあたり周辺に与える影響は軽微であることから許可相当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号1は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p><b>【委員 退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<b>【議案第4号を説明】</b>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を認めます。</p> <p><b>【委員 入室】</b></p>
議長	<p>次に、議案第5号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<b>【議案第5号を説明】</b>
	<p>令和7年度 最適化活動目標の設定についてであります。</p> <p>本件は、焼津市農業委員会が行う、農地利用の最適化活動及び、その他法令事務について農地の集積率、遊休農地面積等について、本年度の活動の目標等を策定し、ホームページへ掲載、公表するものです。</p>

	<p>総会にて承認後4月末までに策定した内容を県へ報告することになっております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第5号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年4月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>